

静 情 審 第 4 5 号  
令和 8 年 3 月 2 4 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年12月20日付け文政第256号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定イベントに対して静岡県が支出した負担金の上限額を定めた文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第265号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和6年10月8日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、別記1に掲げる公文書の開示請求（以下、別記1のNo.1乃至No.11の請求を、順に「本件請求1」乃至「本件請求11」といい、総称して「本件開示請求」という。）を行い、翌9日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和6年10月21日、実施機関は、本件請求1乃至本件請求3及び本件請求5乃至本件請求10に対しては、それぞれ別記2の「公文書名」欄に掲げる文書を特定した上で「本件決定内容」欄のとおり決定し、本件請求4及び本件請求11に対しては、対象公文書を作成又は取得していないため保有していないとして、公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）をそれぞれ行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和6年10月29日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件請求4に係る本件決定を取り消し、請求対象となる公文書を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地方公共団体の予算は、地方自治法の規定に則り調製、執行することとされている。実施機関の事業である東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（以下「専門協働プログラム」という。）の交付金等を支出するに当たり、支出することができる金額は予算の範囲内でなければならず、上限額の定めがないとは考えられない。
- (2) 静岡県公文書管理条例では、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされており、予算及び予算に関する説明書は公文書と考える。
- (3) 以上から、本件請求4に係る対象公文書（以下「請求対象公文書」という。）は存在しないとした決定は妥当ではないと考えられ、本件処分を取り消す旨の裁決を求める。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求書には「東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム「富士山コスプレ世界大会」に対して支出されたものに関する資料」と記載されていることから、専門協働プログラム全体に対する請求ではなく、富士山コスプレ世界大会のみを特定した請求として文書探索を行った。
- (2) 東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項（以下「協働プログラム実施要項」という。）によれば、専門協働プログラムは、「東アジア文化都市2023静岡県の実施計画に基づき、実行委員会が依頼した各分野の有識者、専門家等が企画・実施する事業」に対し負担金を支出し、実施を支援するものである。専門協働プログラム予算は、調製時点で想定される事業数及び事業ごとに想定される負担金額により計算し、最終的な専門協働プログラムの全体予算として調製した。
- (3) 一方、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が負担金を支出するに当たっては、各対象業務ごとに事業実施者からの協定締結依頼に基づき、双方協議のうえ負担金額を決定していたため、対象事業ごとに上限額を定めているものではなく、実行委員会は各事業の負担金の合計が全体予算を超えないよう執行していた。また、負担金であるため、交付率の定めもない。
- (4) したがって、上記(1)のとおり、専門協働プログラム全体の予算の調製に使用した資料及び予算に関する資料を本件対象公文書として特定、開示することは適当ではない。また、専門協働プログラムには事業ごとの負担金上限額を定めておらず、交付率の定めもない。本件審査請求を受け、改めて富士山コスプレ世界大会に係る交付金等の交付率及び上限額に関する文書の探索を行ったが、かかる文書は存在しなかった。

#### 5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 東アジア文化都市2023静岡県について

東アジア文化都市とは、日中韓文化大臣会合での合意に基づき、日本・中国・韓国の3か国において文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施する事業である。

令和5年における当該事業の開催地として日本では静岡県が選定され、交流・発信事業、コア事業、協働プログラム、地域連携プログラムの4構成により、文化事業が展開された。

(2) 実行委員会について

実行委員会は、東アジア文化都市2023静岡県を効果的に推進・運営するために、実施機関が中心となり設立された。実行委員会の組織等については、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会会則等により定められ、実行委員会事務局は当該会則に基づき、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課に置かれた。

また、実行委員会の経費については、当該会則により実施機関からの負担金その他の収入をもって充てるとされており、現に実施機関が計上した事業予算のうち負担金については、実行委員会に対して支出されている。なお、静岡県公式ホームページで公表されている令和5年度静岡県当初予算案の議案説明書によれば、東アジア文化都市推進事業費の予算額として498,000千円が計上されており、同じくホームページに掲載されている令和5年度当初予算の「主要事業」によれば、当該事業予算のうち専門協働プログラム予算額は、20事業程度を対象とし、「上限額：3,000千円/事業」と記載されている。

東アジア文化都市2023静岡県の事業終了後、実行委員会は解散し、保有文書は実施機関に引き継がれた。本件対象公文書は、その際に引き継がれた文書の一部である。

(3) 専門協働プログラムについて

実施機関に確認したところ、専門協働プログラムは、「各文化分野の有識者、専門家等に依頼し、企画・実施する特別事業」と定義されたものであり、事業対象の募集は行わず、実行委員会委員が協議し、適当と考えられる有識者や団体をリストアップし、実行委員会が各団体等と個別に協議を重ねて事業を実施したとのことである。

最終的に専門協働プログラムは富士山コスプレ世界大会を含む18事業が実施されたが、負担金額は上記4(3)のとおり決定や執行を行っていたため、各事業によって異なるとのことである。

(4) 文書特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関の事業である専門協働プログラムの支出に当たり、支出することができる金額は予算の範囲内でなければならず、上限額の定めがないとは考えられないと主張する。

この点について実施機関は、本件開示請求は専門協働プログラム全体に対する請求ではなく、富士山コスプレ世界大会という個別事業に対しての請求であるとして、文書特定を行った旨を説明する。

たしかに、実施機関が計上した専門協働プログラムの予算額は上記(2)のとおり積算されたものであり、専門協働プログラム全体の予算額は存在しているといえる。

しかし、本件開示請求の記載内容をみると、専門協働プログラムのうち個別事業に関する文書を請求したものであると読み取れ、その一部である本件請求4も、

該当個別事業の上限額についての請求であると考えられる。

そうすると、専門協働プログラム全体の予算額が記載された文書は本件対象公文書に該当しないとされた実施機関の特定は、妥当といえる。

(5) 本件決定の妥当性について

審査請求人は、本件決定を取り消し、請求対象公文書の全部を開示すべき旨を主張する。

上記(2)のとおり、実施機関が計上した予算案における1事業あたりの上限額は3,000千円とされている。この点につき、実施機関に再度確認したところ、実施機関の説明は上記4(3)のとおりであり、「主要事業」では「上限額」と表記されているものの、「主要事業」はあくまでも予算計上時点の積算方法を示したものであって、実際の事業実施段階では実施する事業の性質や内容によって金額が上下することは許容しており、そのような事業の性格からも、専門協働プログラム実施要項においては個別事業に関する交付率や上限額は定めていなかったということである。

また、専門協働プログラムの実施については、上記(3)のとおり、事業者選定から決定まで、実行委員会が主体的に行っていたと考えられる。そうすると、事業実施主体である実行委員会が、予算範囲内で、その用途や配分を決定して執行していたとしても不自然、不合理とはいえず、この説明について覆すに足る事情も認められない。

したがって、実施機関において、請求対象公文書を保有しているとは認められず、実施機関の決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記1 開示請求の内容

「東アジア文化都市2023静岡県」地域連携プログラムに関連した交付金、補助金、助成金等のうち、令和5年11月25日～26日に行われた事業及びその準備等関連事業（「富士山コスプレ世界大会」と併設又は同会場で実施されていた事業）に対して支出されたものに関する以下の資料。

No.	開示請求内容
1	交付金等の支出対象となった事業の正式名称
2	交付金等の支出額
3	交付金等を支出する根拠資料（対象となる事業の決算資料、見積等）
4	交付金等の交付率及び上限額
5	交付金等の支出相手方の名称、法人格の有無
6	交付金等の支出額、予算科目、支出日、振込日、消費税額が分かる財務会計伝票の写し、支出負担行為書、支出命令書にそれぞれ相当する伝票の写し
7	交付金等を支出する対象となる事業の事業計画書、事業概要書等、交付対象に該当するかどうかを審査するために使用した資料
8	交付を決定するに至る事業決裁、起案文書等
9	交付金等を支出する対象事業が実施した事業の内容が分かる実施報告等（テントの設営、PRパネルの展示、出演者の招致等、実施した事業の内容が分かるもの）
10	交付金等を支出する根拠となる要綱等
11	事業が委託業務等として行われていた場合は、入札方法、入札参加者、落札者。随意契約の場合は見積参加者、落札者、落札金額。単独随意契約の場合は、単独随意契約の理由

※開示請求書記載の内容を要約したものである。

## 別記2 本件対象公文書及び本件決定内容

No.	公文書名	別記1の請求No.との対応	本件決定内容
1	東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム「第9回富士山コスプレ世界大会」の推進に関する協定書	1	全部開示
2	支出負担行為伺「令和5年度 東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（第9回富士山コスプレ世界大会）に係る協定締結について」	5、6、8	全部開示
3	東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（文化団体）実施要項	10	全部開示
4	支出票「令和5年度 東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム（富士山コスプレ世界大会）負担金支出について」	2、6	部分開示
5	東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム実施に関する実績報告書の提出について	3、9	部分開示
6	東アジア文化都市2023静岡県専門協働プログラム実施に関する協定書の締結について	3、7	部分開示

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和6年12月23日	諮問書を受け付けた。	
令和8年2月20日	審議	第397回
令和8年3月19日	審議、答申	第398回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第397回
加 納 江 理	静岡県立大学看護学部講師	第397回、第398回
久 保 田 誠 実	弁護士	第397回、第398回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部特任教授	第397回、第398回
森 下 文 雄	弁護士	第397回、第398回